

産業文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

産業文化センター条例の一部を改正する条例

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第2中表の部分を次のように改める。

区 分				普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共 進会、品評会、興行 その他の催しに使用 する場合	土曜日 及び休 日	1階及び2階を使用	円 322,700	円 350,600	円 439,700	円 584,700	円 790,300	円 1,024,400	1 付加利用料金 入場料を徴収する場合は、 1日までごとに1日の最高入 場料（アリーナ、附属展示場 又は屋外展示場ごとに入場料 を徴収する場合は、それぞれ の施設ごとの最高入場料）の 70人分に相当する額 2 電気料 機械若しくは器具を設置し て電気を使用する場合又は冷 房若しくは暖房を使用する場 合においては、実費を基準と して知事が定める額 3 暖房料 暖房を使用する期間におい ては、実費を基準として知事
			1階のみ使用	264,800	287,400	360,500	479,300	647,900	840,100	
		その他 の日	1階及び2階を使用	268,300	292,100	376,800	486,300	668,800	862,900	
			1階のみ使用	220,200	239,600	309,000	398,900	548,700	708,000	
	アマチュアスポーツ 、サークル活動又は レクリエーションに 使用する場合	土曜日及び休日		91,700	100,200	125,300	167,300	225,600	292,400	
		その他の日		76,600	83,500	104,300	139,100	188,000	243,400	
附属展示場		土曜日及び休日		60,400	67,400	83,700	112,600	151,200	196,400	
		その他の日		50,700	56,300	70,100	93,400	126,400	163,500	
屋外 展示 場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（1ヘクタ ールまでごとに）		54,900	59,000	74,200	98,700	133,300	172,900	
		その他の日（1ヘクタ ールまでごとに）		45,200	49,400	61,700	82,300	111,200	144,000	
	第2屋外展示場		土曜日及び休日（1ヘクタ ールまでごとに）		45,200	49,400	61,700	82,300	111,200	144,000

	その他の日（1ヘクタールまでごとに）	38,400	41,300	52,200	68,700	93,600	120,700	が定める額
--	--------------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	-------

改正前								改正後							
別表第3（第6条関係） 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）の利用料金の上限額								別表第3（第6条関係） 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）の利用料金の上限額							
区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額	区 分	普通利用料金の上限額						特別利用料金の上限額
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで			9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
主催者事務室	円 <u>1,200</u>	円 <u>1,330</u>	円 <u>1,740</u>	円 <u>2,270</u>	円 <u>3,070</u>	円 <u>4,000</u>	[略]	主催者事務室	円 <u>1,230</u>	円 <u>1,360</u>	円 <u>1,780</u>	円 <u>2,330</u>	円 <u>3,150</u>	円 <u>4,100</u>	[略]
第1主催者控室	<u>1,200</u>	<u>1,330</u>	<u>1,740</u>	<u>2,270</u>	<u>3,070</u>	<u>4,000</u>		第1主催者控室	<u>1,230</u>	<u>1,360</u>	<u>1,780</u>	<u>2,330</u>	<u>3,150</u>	<u>4,100</u>	
第2主催者控室	<u>1,200</u>	<u>1,330</u>	<u>1,740</u>	<u>2,270</u>	<u>3,070</u>	<u>4,000</u>		第2主催者控室	<u>1,230</u>	<u>1,360</u>	<u>1,780</u>	<u>2,330</u>	<u>3,150</u>	<u>4,100</u>	
第3主催者控室	<u>3,740</u>	<u>4,010</u>	<u>5,090</u>	<u>6,840</u>	<u>9,120</u>	<u>11,940</u>		第3主催者控室	<u>3,830</u>	<u>4,110</u>	<u>5,220</u>	<u>7,010</u>	<u>9,350</u>	<u>12,240</u>	
第4主催者控室	<u>410</u>	<u>510</u>	<u>680</u>	<u>800</u>	<u>1,190</u>	<u>1,470</u>		第4主催者控室	<u>420</u>	<u>520</u>	<u>700</u>	<u>820</u>	<u>1,220</u>	<u>1,510</u>	
第1ロッカ一室	<u>1,200</u>	<u>1,330</u>	<u>1,610</u>	<u>2,130</u>	<u>2,940</u>	<u>3,750</u>		第1ロッカ一室	<u>1,230</u>	<u>1,360</u>	<u>1,650</u>	<u>2,180</u>	<u>3,010</u>	<u>3,840</u>	
第2ロッカ一室	<u>1,200</u>	<u>1,330</u>	<u>1,610</u>	<u>2,130</u>	<u>2,940</u>	<u>3,750</u>		第2ロッカ一室	<u>1,230</u>	<u>1,360</u>	<u>1,650</u>	<u>2,180</u>	<u>3,010</u>	<u>3,840</u>	
第1シャワ一室	<u>510</u>	<u>510</u>	<u>680</u>	<u>910</u>	<u>1,190</u>	<u>1,590</u>		第1シャワ一室	<u>520</u>	<u>520</u>	<u>700</u>	<u>930</u>	<u>1,220</u>	<u>1,630</u>	

第2シャワー室	<u>510</u>	<u>510</u>	<u>680</u>	<u>910</u>	<u>1,190</u>	<u>1,590</u>
特別室	1時間までごとに <u>2,660円</u>					

[略]

第2シャワー室	<u>520</u>	<u>520</u>	<u>700</u>	<u>930</u>	<u>1,220</u>	<u>1,630</u>
特別室	1時間までごとに <u>2,730円</u>					

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第4中表の部分を次のように改める。

区 分		普通利用料金の上限額						特別利用料金の 上限額
		9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
催事 場	A会議室	円 8,370	円 9,190	円 11,400	円 15,240	円 20,590	円 26,630	電気料 機械若しくは 器具を設置して 電気を使用する 場合（第3会議 室、第4会議室 及び第5会議室 に限る。）又は エアコンディシ ヨナーを使用す る場合（A会議 室及びB会議室 に限る。）にお いては、実費を 基準として知事 が定める額
	B会議室	5,080	5,500	6,880	9,190	12,380	16,070	
	C会議室	1,130	1,130	1,530	1,920	2,630	3,430	
会議 場	特別会議室	41,050	44,790	55,980	74,640	100,760	130,610	
	第1会議室	6,900	7,520	9,400	12,540	16,920	21,940	
	第2会議室	9,190	10,030	12,550	16,750	22,590	29,290	
	第3会議室	17,270	18,800	23,520	31,370	42,330	54,900	
	第4会議室	34,480	37,640	47,060	62,740	84,700	109,800	
	第5会議室	17,270	18,800	23,520	31,370	42,330	54,900	
	第6会議室	9,190	10,030	12,550	16,750	22,590	29,290	
	第7会議室	10,350	11,300	14,100	18,800	25,410	32,900	
	第8会議室	18,410	20,070	25,090	33,460	45,160	58,560	
	第9会議室	34,480	37,640	47,060	62,740	84,700	109,800	
第10会議室	20,690	22,570	28,230	37,640	50,800	65,870		
	特別室	1時間までごとに2,730円						

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。